

# (仮称) 栗国村教員住宅新築工事 (南棟B)

図面目録		
図面番号	図面名称	縮尺
E - 00	表紙・図面目録	N O. S C A L E
E - 01	電気設備特記仕様書-1	N O. S C A L E
E - 02	電気設備特記仕様書-2	N O. S C A L E
E - 03	電気設備特記仕様書-3	N O. S C A L E
E - 04	配置図・案内図	A1=1/100 A3=1/200
E - 05	幹線設備系統図・分電盤負荷表	N O. S C A L E
E - 06	1階幹線設備平面図	A1=1/50 A3=1/100
E - 07	2階幹線設備平面図	A1=1/50 A3=1/100
E - 08	1階電灯設備平面図	A1=1/50 A3=1/100
E - 09	2階電灯設備平面図・照明器具姿図	A1=1/50 A3=1/100
E - 10	1・2階コンセント設備平面図	A1=1/50 A3=1/100
E - 11	電話・情報・テレビ共聴設備系統図	N O. S C A L E
E - 12	1階電話・情報・テレビ共聴設備平面図	A1=1/50 A3=1/100
E - 13	2階電話・情報・テレビ共聴設備平面図	A1=1/50 A3=1/100
E - 14	R階テレビ共聴設備平面図	A1=1/50 A3=1/100

## 栗国村教育委員会

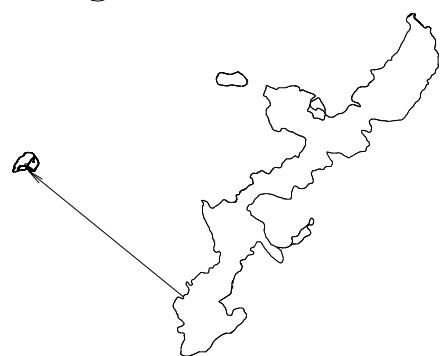
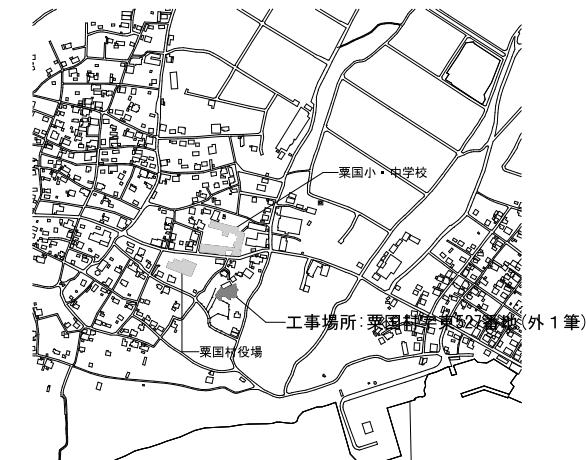
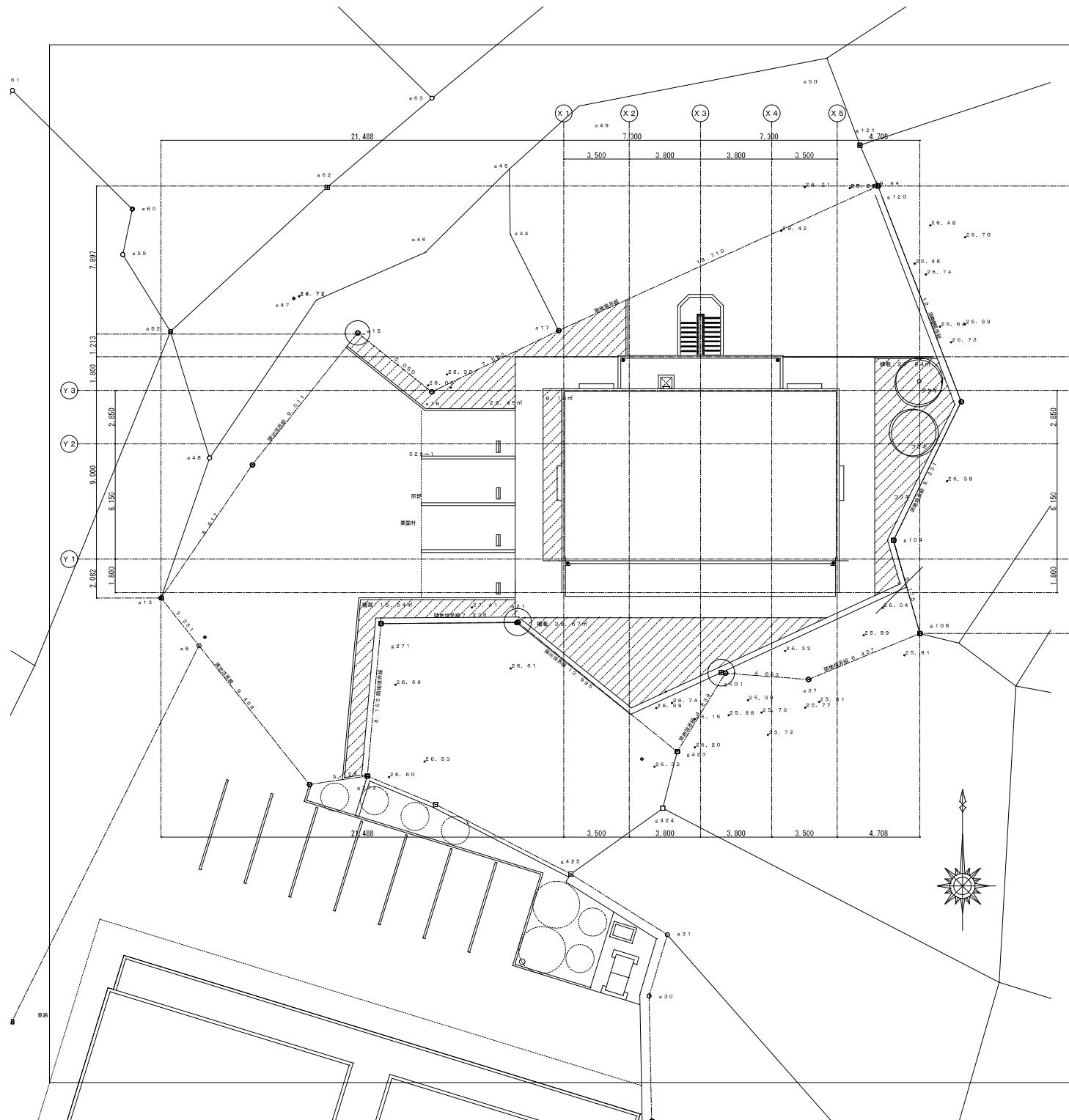
工事名称	(仮称) 栗国村教員住宅新築工事 (南棟B)		工事年度	令和7・8年度
工事場所	栗国村字東5丁27番地(外1算)		図面名前	表紙・図面目録
発注機関	栗国村教育委員会		縮尺	
摘要			図面番号	E-00
検印	管理建築士	設計	製図	
	（株）建設設計同人 匠才庵			
	責任者社名	落合 隆文		
	登録番号	一社登録第 1号登録 第 123456789		
	所在地	沖縄県沖縄市山内3-23-15		

<b>建築工事特記仕様書【電気設備工事編】</b> 沖縄県土木建築部 <small>令和6年7月 改定版</small>																																																																																																																		
<b>1 工事概要</b> (1) 工事名 : (仮称) 草園村教員住宅新築工事 (南棟B) (2) 工事場所 : 草園村字東5 27番地 (他1筆) (3) 建築物の名称																																																																																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">建築物の名称</th> <th rowspan="2">構造及び階数</th> <th colspan="2">延べ面積</th> <th rowspan="2">用途区分</th> </tr> <tr> <th>(m<sup>2</sup>)</th> <th>消防法施行令別表第一</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教員住宅</td> <td>R C 造2階建</td> <td>264.32</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				建築物の名称	構造及び階数	延べ面積		用途区分	(m <sup>2</sup> )	消防法施行令別表第一	教員住宅	R C 造2階建	264.32			計																																																																																																		
建築物の名称	構造及び階数	延べ面積				用途区分																																																																																																												
		(m <sup>2</sup> )	消防法施行令別表第一																																																																																																															
教員住宅	R C 造2階建	264.32																																																																																																																
計																																																																																																																		
<small>(注: 延べ面積は建築基準法による表記)</small>																																																																																																																		
<b>(4) 工事科目 (○印を付けたものを適用する)</b>																																																																																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工事科目</th> <th colspan="3">建物別及び屋外</th> </tr> <tr> <th>教員住宅</th> <th></th> <th>屋外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電灯設備</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>動力設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>電熱設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>雷保護設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>受変電設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>電力貯蔵設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>発電設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>構内情報通信網設備</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>構内交換設備</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>情報表示設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>映像・音響設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>扩声設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>誘導支援設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>テレビ共同受信設備</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>監視カメラ設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>駐車場管制設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>防犯・入退室管理設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>火災報知設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中央監視制御設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>構内配電線路</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>構内通信線路</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>テレビ電波障害防除設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>発生材処理</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>撤去工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>軽微な機械設備工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>軽微な建築工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				工事科目	建物別及び屋外			教員住宅		屋外	電灯設備	○			動力設備				電熱設備				雷保護設備				受変電設備				電力貯蔵設備				発電設備				構内情報通信網設備	○			構内交換設備	○			情報表示設備				映像・音響設備				扩声設備				誘導支援設備				テレビ共同受信設備	○			監視カメラ設備				駐車場管制設備				防犯・入退室管理設備				火災報知設備				中央監視制御設備				構内配電線路				構内通信線路				テレビ電波障害防除設備				発生材処理				撤去工事				軽微な機械設備工事				軽微な建築工事			
工事科目	建物別及び屋外																																																																																																																	
	教員住宅		屋外																																																																																																															
電灯設備	○																																																																																																																	
動力設備																																																																																																																		
電熱設備																																																																																																																		
雷保護設備																																																																																																																		
受変電設備																																																																																																																		
電力貯蔵設備																																																																																																																		
発電設備																																																																																																																		
構内情報通信網設備	○																																																																																																																	
構内交換設備	○																																																																																																																	
情報表示設備																																																																																																																		
映像・音響設備																																																																																																																		
扩声設備																																																																																																																		
誘導支援設備																																																																																																																		
テレビ共同受信設備	○																																																																																																																	
監視カメラ設備																																																																																																																		
駐車場管制設備																																																																																																																		
防犯・入退室管理設備																																																																																																																		
火災報知設備																																																																																																																		
中央監視制御設備																																																																																																																		
構内配電線路																																																																																																																		
構内通信線路																																																																																																																		
テレビ電波障害防除設備																																																																																																																		
発生材処理																																																																																																																		
撤去工事																																																																																																																		
軽微な機械設備工事																																																																																																																		
軽微な建築工事																																																																																																																		
<b>2 本工事の設計時期</b> 本工事の設計書は、令和7年4月1日時点での沖縄県土木建築部建築工事積算基準及び令和7年4月1日の公共工事設計労務単価等に基づいて作成している。																																																																																																																		
<b>3 電気設備工事仕様</b> (1) 標準仕様書等																																																																																																																		
ア 国面及格記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房企画課制定の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」(令和4年版) (以下「標準仕様書」という。) イ 本工事に建築工事を含む場合、建築工事は「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(令和4年版)及び「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」(令和4年版)による。																																																																																																																		
(2) 特記仕様																																																																																																																		
ア 項目の番号に○印が付いた特記事項を適用する。 イ 特記事項のうち選択する事項は「・」又は「※」に○印が付いたものを適用する。ただし、○印のない場合は「※」を適用する。「・」と「※」の両方に○印がある場合は、ともに適用する。 ウ 項目に記載の( . . . )内の表示番号は標準仕様書の当該項目を参考まで示している。																																																																																																																		
<b>4 その他</b>																																																																																																																		
(1) 公共事業労務費調査に対する協力																																																																																																																		
ア 本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、調査票等に必要事項を正確に記入し提出する等、必要な協力を怠わなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。																																																																																																																		
イ 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。																																																																																																																		
ウ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従て就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならぬ。																																																																																																																		
エ 本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む。)がアからウまでと同様の義務を負う旨を定めなければならない。																																																																																																																		
(2) ガイドライン等の遵守について																																																																																																																		
計画変更等については、契約書18条から24条に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン(營繕工事編)」(沖縄県土木建築部)によるものとする。																																																																																																																		
<b>5) 本工事の予定価格に占める法定福利費概算額について</b> ア 受注者は、契約締結後15日以内に、監督員を経由して請負代金内訳書を提出し、請負代金内訳書には、工事現場に従事する現場労働者に係る社会保険料(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。)の内の事業主が納付義務を負う保険料(以下「法定福利費」という。)を明示すること。 また、明示する法定福利費の算出に当たっては、各専門工事業団体が作成した標準見積書に沿って作成された法定福利費を内訳明示した下請企業の見積りの方法により適正に見積もりることが必要であり、「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」に準據する等により適切に算出すること。																																																																																																																		
<b>イ</b>																																																																																																																		
発注者は、受注者から提出された請負代金内訳書に明示された法定福利費と予定価格に占める法定福利費概算額について確認を行い、「一定以上の乖離がある場合」は、受注者に対して説明を求め、場合によっては、建設業法第19条の3に違反するおそれがないか確認します。 【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(国土交通省HP)】 <a href="https://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf">https://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf</a> 【法定福利費を内訳明示した見積書(簡易版)(国土交通省HP)】 <a href="https://www.mlit.go.jp/common/001203247.pdf">https://www.mlit.go.jp/common/001203247.pdf</a> 【各団体が作成した標準見積書(国土交通省HP)】 ホーム>政策>事業>土地・建設産業>建設産業・不動産業>各団体が作成した標準見積書 <a href="https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000082.html">https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000082.html</a>																																																																																																																		

工事名称	(仮称) 草園村教員住宅新築工事 (南棟B)	工事年度	令和7・8年度
工事場所	草園村字東5 27番地 (外1筆)	箇面名柄尺	電気設備特記仕様書-1
発注機関	草園村教育委員会	設 計	
施 工	管理建築士	設 計	製 图
検 印			E-0-1
	名 称 (株) 建設設計団体 匠才庵	資格者氏名	落合 隆義
	登録番号	所在地	沖縄県沖縄市山内3-23-15

項目	特記事項
	※
O 1 工事実績情報の登録 (1.1.4)	工事実績情報の登録を行う。ただし、請負代金額が500万円未満の工事については、登録を要しない。
O 2 適用図書等 (1.1.6)	※公共建築工事標準仕様書（令和4年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ※公共建築改修工事標準仕様書（令和4年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）  ※公共建築設備工事標準規格（令和4年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修） ※營繕工事写真撮影要領（令和5年版） ※（建築、電気設備、機械設備）工事監理指針（令和4年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ※建築材料・設備機材等品質性能評価事業（建築材料等・設備機材等）評価名簿（令和6年版）（一般社団法人公共建築協会） ※
O 3 別契約の関連工事 (1.1.7)	(1) 関連工事との取り合いは、別表一-1による。ただし、図示されたものを除く。 (2) 他工事の施工に支障をきたさないように、施工に必要な位置、寸法、数量等を速やかに明示し、均滑な施工に協力すること。
O 4 工事の一時中止に係る事項 (1.1.9)	工事の一時中止に係る計画の作成 (1) 工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、撤入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。  (2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。
5 工事の余裕期間	・余裕期間を設定する工事【方式】 【以下から選択：発注者指定方式／任意着手方式／フレックス方式】 (1) 本工事は余裕期間として【日間】を設定した工事である。 なお、余裕期間の設定にかかる積算上の割増は考慮しない。 (2) 余裕期間制度のうち、任意着手方式、フレックス方式において、受注者は、余裕期間内の任意の日を工事の始期と定めることができる。 このため、受注者は、落札結果通知を受けた日の翌日までに「工期通知書（様式一-1）」を作成し、発注者（契約担当者）に通知（提出）すること。 (3) その他事項は、「余裕期間を設定する工事実施要領」による。
6 概成工期 (1.2.1)	図示された範囲は、 和 年 月 日 までに完了すること。
O 7 施工図等 (1.2.3)	(1) 施工図等の著作権に関わる当該建築物に限る使用権は、発注者へ譲渡するものとする。 (2) 受注者は施工に先立ち各工事間の施工計画を調整、検討するため、各室の平面図、展開図、天井図（各1/50程度）及び必要な部位の断面図を作成の上、監督員 監督員に各工事の必要な内容を記載した総合図を提出し確認を受ける。ただし、監督員より総合図の作成を要しない旨の指示がある場合はこの限りでない。 (3) 施工計画書及び主要機材の製作図並びに施工図は監督員の指示する時期に提出する。ただし、監督員の指示がない場合は、原則として施工計画書は契約後30日以内、製作図及び施工図は工事着工前までに提出し承認を受ける。
O 8 工事の記録 (1.2.4)	沖縄県土木建築部工事関係標準様式を用いる。
O 9 設計図CADデータの貸与	本工事では発注者から受注者に対し設計図CADデータを貸与する。なお、貸与されたCADデータを本工事における施工図又は完成図の作成のために使用してはならない。
O 10 施工管理体制 (1.3.1)	(1) 工事請負代金額が4,000万円以上（建築一式工事の場合8,000万円以上）の工事については、主任技術者又は監理技術者を現場ごとに専任で配置する。なお、専任を要しない期間は、次のとおりとする。 ア 現場施工に着手するまでの期間 ▪ 請負契約の締結の日の翌日から 和 年 月 日までの期間については、主任技術者又は監理技術者を工事現場への専任を要しない。 ※請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事場等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者との工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日にについては、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。  イ 検査終了後の期間 工事完成後、検査が終了（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、 事務手続、後片付等のみが残っている契約工期内中の期間については、主任技術者又は監理技術者を工事現場への専任を要しない。 (2) 主任技術者及び監理技術者の雇用関係について ア 建設業法第26条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、受注者と入札実行日以前に3ヶ月以上の雇用関係が成立していなければならぬ。 イ 受注者は、着手届と共に工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者の雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証等の写し）を提出しなければならない。
O 11 主任技術者等の資格	(1) 主任技術者及び監理技術者の資格については、入札公告、現場説明資料等による。なお、入札公告、現場説明資料等で示されていない場合、主任技術者の資格は、以下による。  ※ 資格の区分1 次のイ又はロに掲げるもの イ 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち、1級の電気工事施工管理の検定種目に合格した者 ロ 技術法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち、技術部門を電気電子部門又は建設部門に合格した者 ・ 資格の区分2 次のイ又はロに掲げるもの イ 技術検定のうち、1級又は2級の電気工事施工管理の検定種目に合格した者 ロ 資格の区分1の1口に掲げる者 ・ 資格の区分3 次のイ又はロに掲げるもの イ 建設業法第7条第2号イ又はロに定める実務経験を有する者 ロ 昭和47年建設省告示第52号により、上記と同等以上の知識及び技術、技能を有すると認定された者 (2) 発注者へ資格を証明する資料を提出すること。
O 12 監理技術者の兼務（特例監理技術者の配置）	※ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認める。この場合の要件は、現場説明による。 ・ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認めない。
O 13 施工条件 (1.3.3)	施工条件は、図示及び以下による。 ( )
O 14 交通安全安全管理 (1.3.6)	国道6路線及び県道7路線における警備業者が交通誘導警備業務を行う場合は、一級又は二級検定合格警備員を配置すること。（令和3年2月19日沖縄県公安委員会告示第38号）
O 15 施工中の環境保全等 (1.3.8)	(1) 「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年7月31日建設省告示第1536号、最終改正平成13年4月9日国土交通省告示第47号）による建設機械を使用する。 (2) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械選定要領（平成3年10月8日付け建設省経済発第240号、最終改正平成22年3月18日付け国総施設第291号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。 一般工事用建設機械（ディーゼルエンジン出力7.5~260kW） ア バックホウ イ 車輪式トラクタショベル ウ フルドーラ エ 発動発電機 オ 空気圧縮機 カ 油圧ユニット（基礎工事用機械で独立したもの） キ ローラー類 ク ホイールクレーン
O 16 発生材の処理等 (1.3.9)	適切、安全な工事の実施のため、必要に応じ事前に施工調査を行う。（建物や周辺の状況等調査、残存品調査、PCB、アスベスト等有害物質調査など） (1) マニフェストシステムを採用し、適正な収集、運搬及び処分を行ふ。 発生材の種類及び処理方法 引渡しを要するもの ▪ 無 ▪ 有（図示） 特別管理産廃棄物 ▪ 無 ▪ 有（図示）※現場調査を行う 再利用可能なものの ▪ 無 ▪ 有（図示） (2) 本工事により発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に貯入する産業廃棄物は、産業廃棄物の処理に係る税（沖縄県産業廃棄物税）が課税されるので、適正に処理すること。 (3) 建設リサイクルの推進について 受注者は、該当する建設資材がある場合、工事着手前に「建設副産物情報交換システム」（以下「COPRI-S」）という。により作成した、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、その計画書に従い建設廃棄物が適切に処理されたことを確認し、工事完成時にCOPRI-Sにより作成した、「再生資源化報告書」、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。  (4) 本工事で発生する建設廃棄物を現場外に搬出する場合、以下のいずれかとする。 ただし、島内（もしくは）は建設発生木材（伐採木を含む）建設汚泥については工事現場から50km以内に於ての施設の種類がない場合は、ご近隣りではない。 ①搬出して廃棄物の種類を原材料とするゆい、る材を製造している再資源化施設へ搬出 ②搬出して廃棄物の種類を原材料とするゆい、る材の製造を行っていないが、そこで再資源化された後にゆい、る材製造業者へ出荷している施設へ搬出  (5) 本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は、前に掲げる施設のうち受入条件のうちから運搬費と処分費（平日受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいく。したがって、正当な理由がある場合は除き、再資源化に要する費用の変更は行わない。 (6) アスファルト舗装版切断に伴い発生する漏水及び粉体の取扱基準について ア 舗装切削作業に伴い、切削機械から発生する漏水及び粉体（以下、「廃棄物」という。）については、廃棄物処理機能を有する切削機械等により回収するものとする。回収された廃棄物については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められた経費については更に要契約できるものとする。 「適正に処理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の提出業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な機器等を用いて特別な投入物が無い場合は、下記印に掲載されている「漏水及び粉体の分析結果」を用いても差し支えない。 <a href="http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/aseifaruto.html">http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/aseifaruto.html</a> なお、受注者は、廃棄物の処理に係る産業廃棄物管理制度（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。  (7) 撤去前に内容物（燃料、冷媒、吸収液、废油等）の回収をする機器、配管等がある場合撤去部に有害物質を含む材料（アスベスト、鉛、PCB等）が使用されている場合は、監督員と協議し、関係法令により適切に処置する。

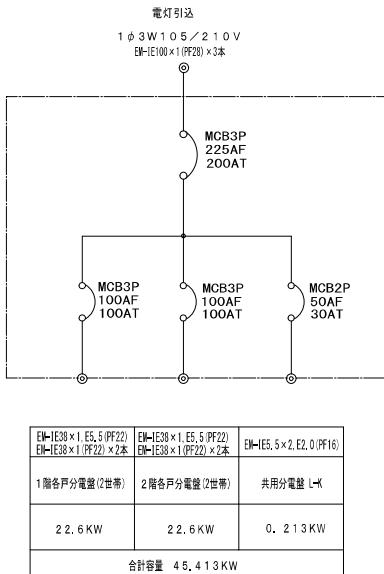




案内図 NOT TO SCALE

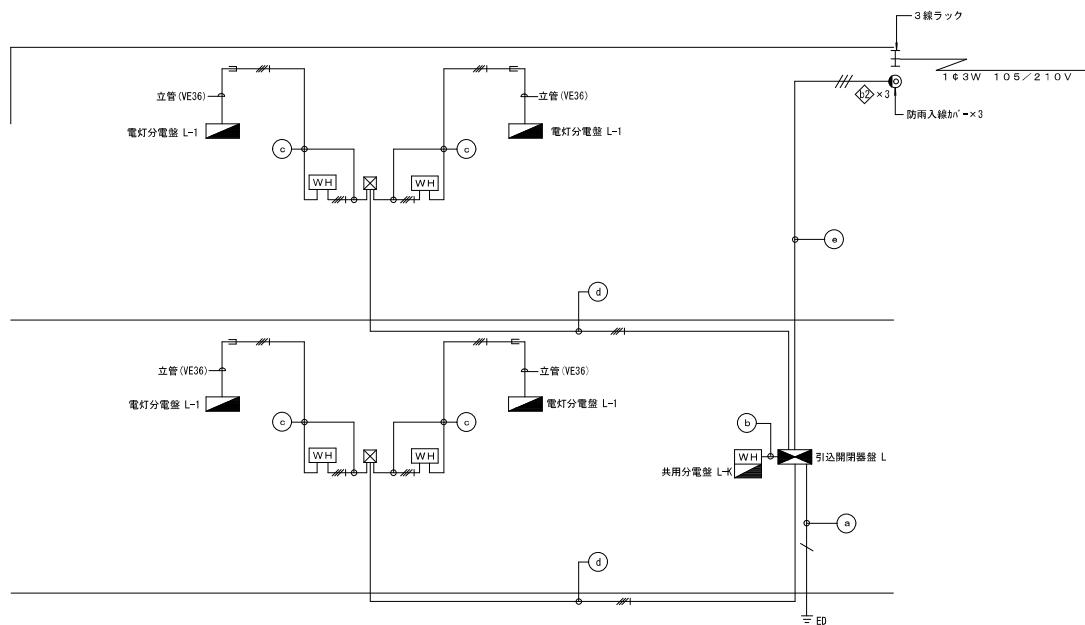


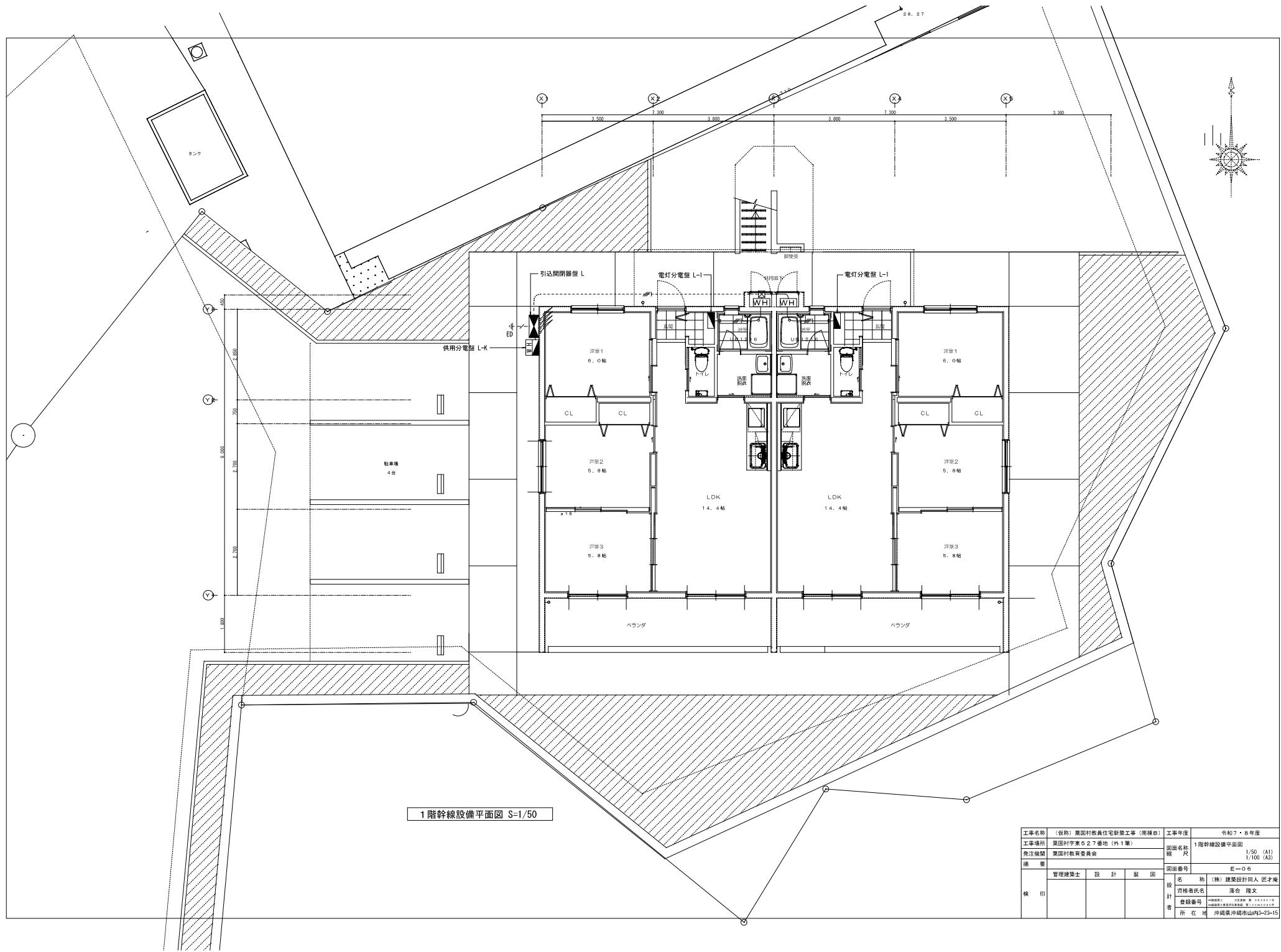
凡 例		
記 号	名 称	備 考
	電灯引込口	1φ 3W 100/200V
	引込開閉器盤 L	SUS-304・WP(屋外露出型)
	共用分電盤 L-K	SUS-304・WP(屋外露出型)
	電灯分電盤 L-1	樹脂製(屋内半埋込型)
	電力量計	電力会社支給品
	ブルボックス(ステンレス製)	250×250×100
	接地工事 (D 種)	1 4 C 1 5 0 O L
明記無し配管・配線		
	(a) 配 管、配 線	E14" (PF16)
	(b) "	EM-IE5, 5×2, E2, 0 (PF16)
	(c) "	EM-CE22" -3C, E5, 5° 保護管 (VE36)
	(d) "	EM-E38" × 1, E5, 5° (PF22) EM-E38" × 1 (PF22) × 2 本
	(e) "	EM-IE100" × 1 (PF28) × 3 本



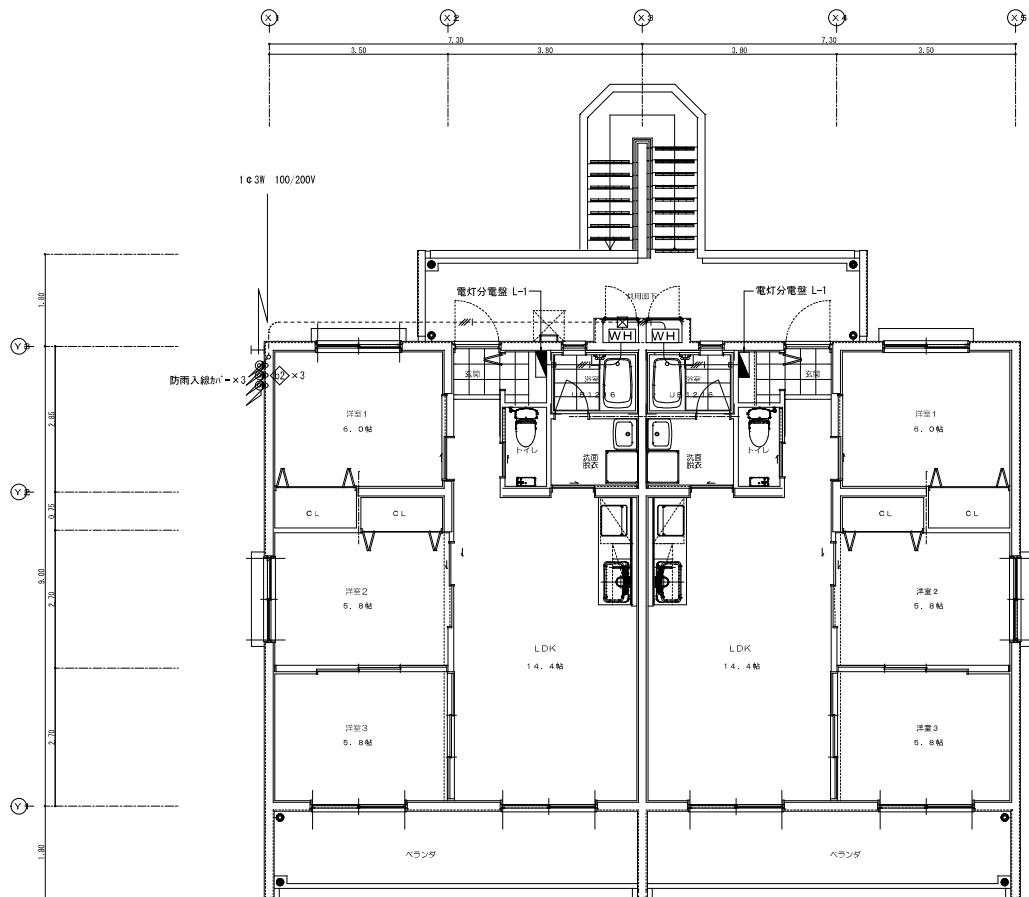
引込開閉器盤 L  
(露出型 力ギ付 SUS-304 WP)

共用分電盤 L-K  
(露出型, フタ付, SUS-304, WP)





工事名称	(仮称) 豊國村教員住宅新築工事(南棟B)	工事年度	令和7・8年度
工事場所	豊國村字東527番地(外1棟)	図面名称	1階幹線設備平面図
免注稿関	豊國村教育委員会	縮尺	1/50 (A1) 1/100 (A3)
備 考		図面番号	E-06
管 理 者	名 称 (株)建設設計団 匠才庵	設 計 者	落合 隆文
設 計 者	登記番号 所在地	所在地	沖縄県沖縄市山内3-23-15



2階幹線設備平面図 S=1/50

各戸位置ボックス			
記号	ボックス形式	ボックスサイズ	適用
◆	コンクリートボックス	8角 75mm	樹脂製
◇	アウトレットボックス	4角 中浅形 44mm	樹脂製
◆	アウトレットボックス	4角 大深形 54mm	樹脂製
◆	スイッチボックス	1個用(カバー付)	樹脂製
◆	スイッチボックス	2個用(カバー付)	樹脂製
◆	スイッチボックス	3個用(カバー付)	樹脂製

凡 例		
記 号	名 称	備 考
→	電灯引込口	1C3W 100/200V
■	引込開閉器盤 L	SUS-304・WP(屋外露出型)
■	共用分電盤 L-K	SUS-304・WP(屋外露出型)
■	住宅電灯分電盤 L-A	樹脂製(屋内半埋込型)
[WH]	電力量計	電力会社支給品
☒	フルボックス (200×200×200)	SUS・NP
-Hg	接地工事 (D種)	14C1500L

特記事項  
注:配管・配線は、幹線図参照

工事名称	(仮称)栗田村教育住宅新築工事(南棟B)	工事年度	令和7・8年度
工事場所	栗田村字東527番地(外1筆)	図面名稱	2階幹線設備平面図
免注機関	栗田村教育委員会	縮尺	1/50 (A1) 1/100 (A3)
備 要		図面番号	E-07
曾根建業士	設計	名 手 (株)建築設計同人 近才庵	
設 計	監修	資格者氏名	落合 隆文
者	登録番号	登録者名	一級建築士 フジタケル 隆文
	所在地	所在地	一級建築士 フジタケル 隆文
	所 在 境	所 在 境	沖縄県沖縄市山内3-23-15

各戸位置ボックス			
記号	ボックス形式	ボックスサイズ	適用
◎	コンクリートボックス	8角 7.5mm	樹脂製
◎	アウトレットボックス	4角 中浅形 4.4mm	樹脂製
◎	アウトレットボックス	4角 大深形 5.4mm	樹脂製
◎	スイッチボックス	1個用 (カバー付)	樹脂製
◎	スイッチボックス	2個用 (カバー付)	樹脂製
◎	スイッチボックス	3個用 (カバー付)	樹脂製
◎	スイッチボックス	5個用 (カバー付)	樹脂製

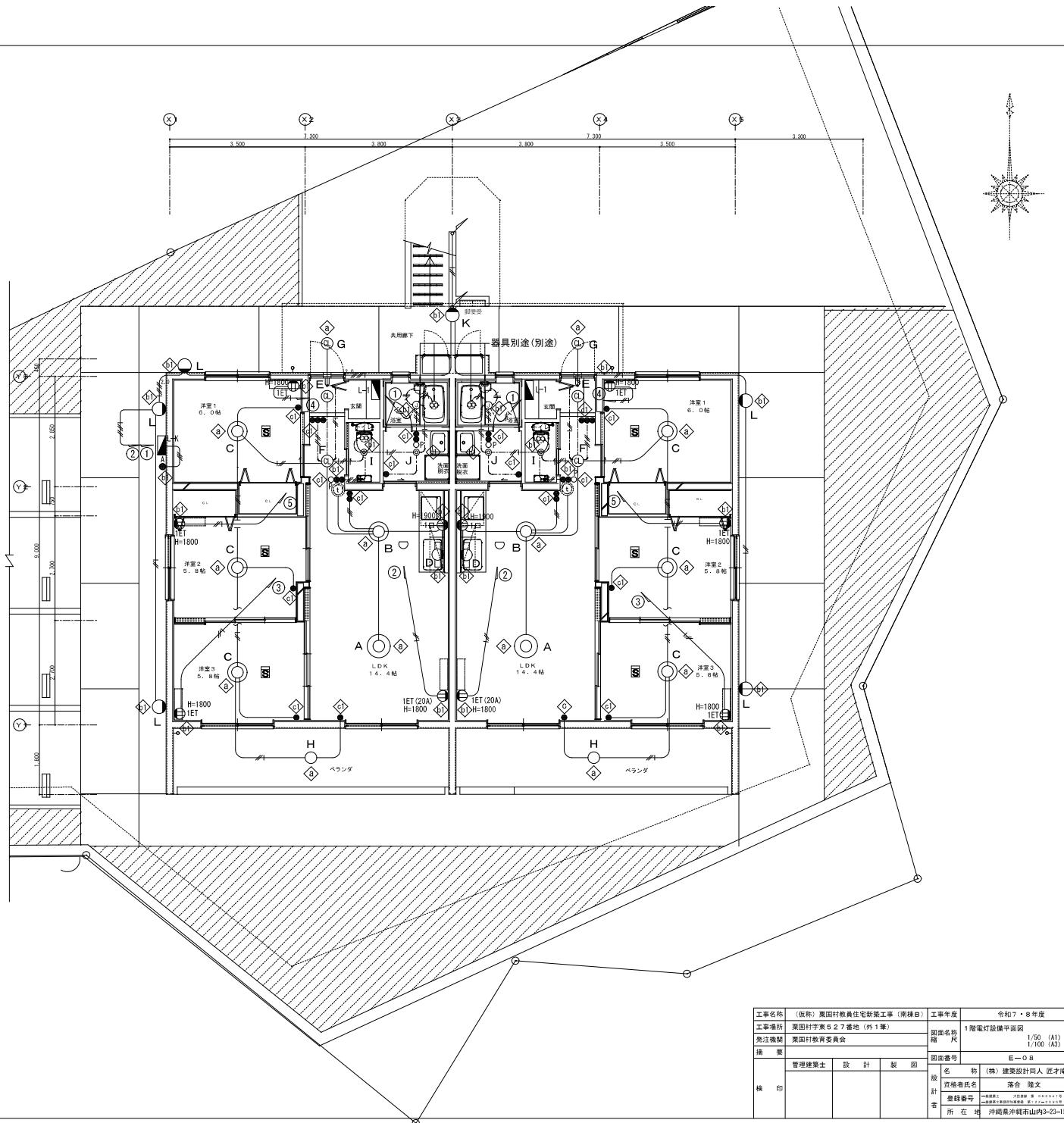
器具凡例			
記号	名称	規格	備考
■ L-1	住宅電灯分電盤	分電盤結線図参照	樹脂製(屋内半埋込型)
■ L-K	共用分電盤	"	SUS-304・WP(屋外露出型)
◎	シーリングライト	照明器具姿図参照	
◎	"	"	
◎	プラケット	"	
□□	吊棚下取付灯	"	
◎	ダウントライト	"	
◎	ペンダント	"	
●	タンプラスイッチ	1P-15A×1(樹脂フレット付)	
●P	"	1P-4A(PL)×1(樹脂フレット付)	外灯(ベランダ)
●P	"	1P-15A×2(樹脂フレット付)	
●P	"	1P-4A(PL)×1(樹脂フレット付)	換気扇ハロットイッチ
●P	"	1P-15A×2 1P-4A(PL)×1(樹脂フレット付)	外灯(玄関)ハロットイッチ
●A	光電式自動点滅器	100V(3A)アダプタ式	階段灯・駐車場灯
①	テレビドアホン	I-7ボン親機・子機セット	AC100V電源
■	住宅用火災警報器	煙式(光電式2種)	B.L認定品
□	"	熱式(定温式)	"
E IET	埋込コンセント	2P-15A-125V×1(ET付)	ルームエアコン用
E IET(20A)	"	2P-20A-250V×1(ET付)	"
E 1口	"	2P-15A-125V×1	レンジ専用
E 2口	"	2P-15A-125V×2, ET付	TV機器収納箱T-2内(アース用)
◎	天井埋込換気扇	別途(機械設備)	

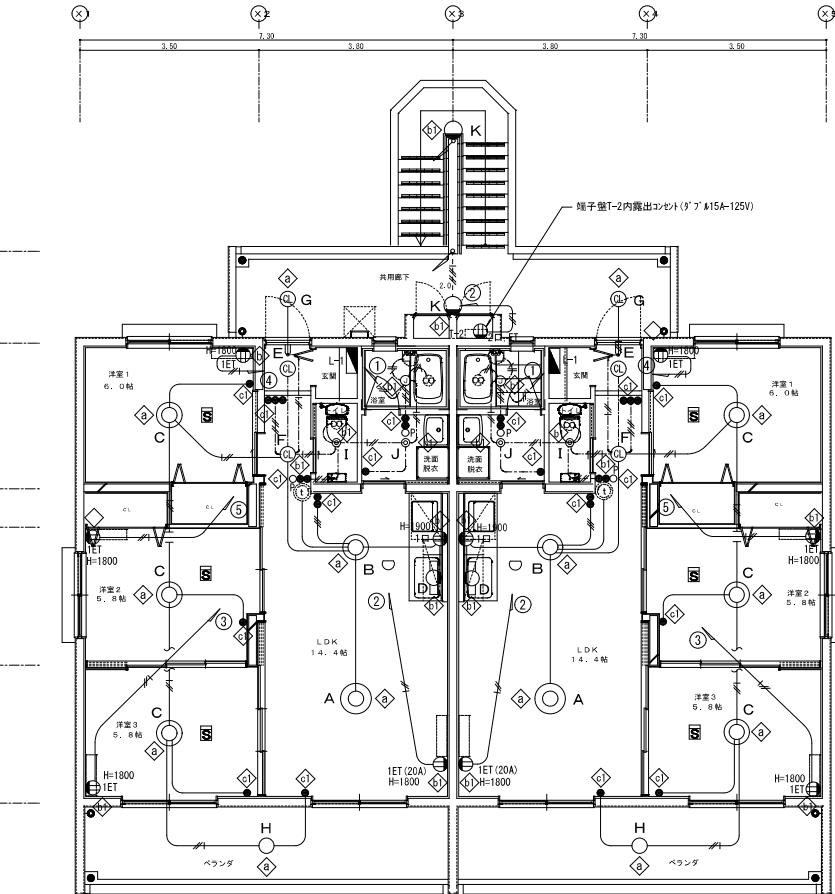
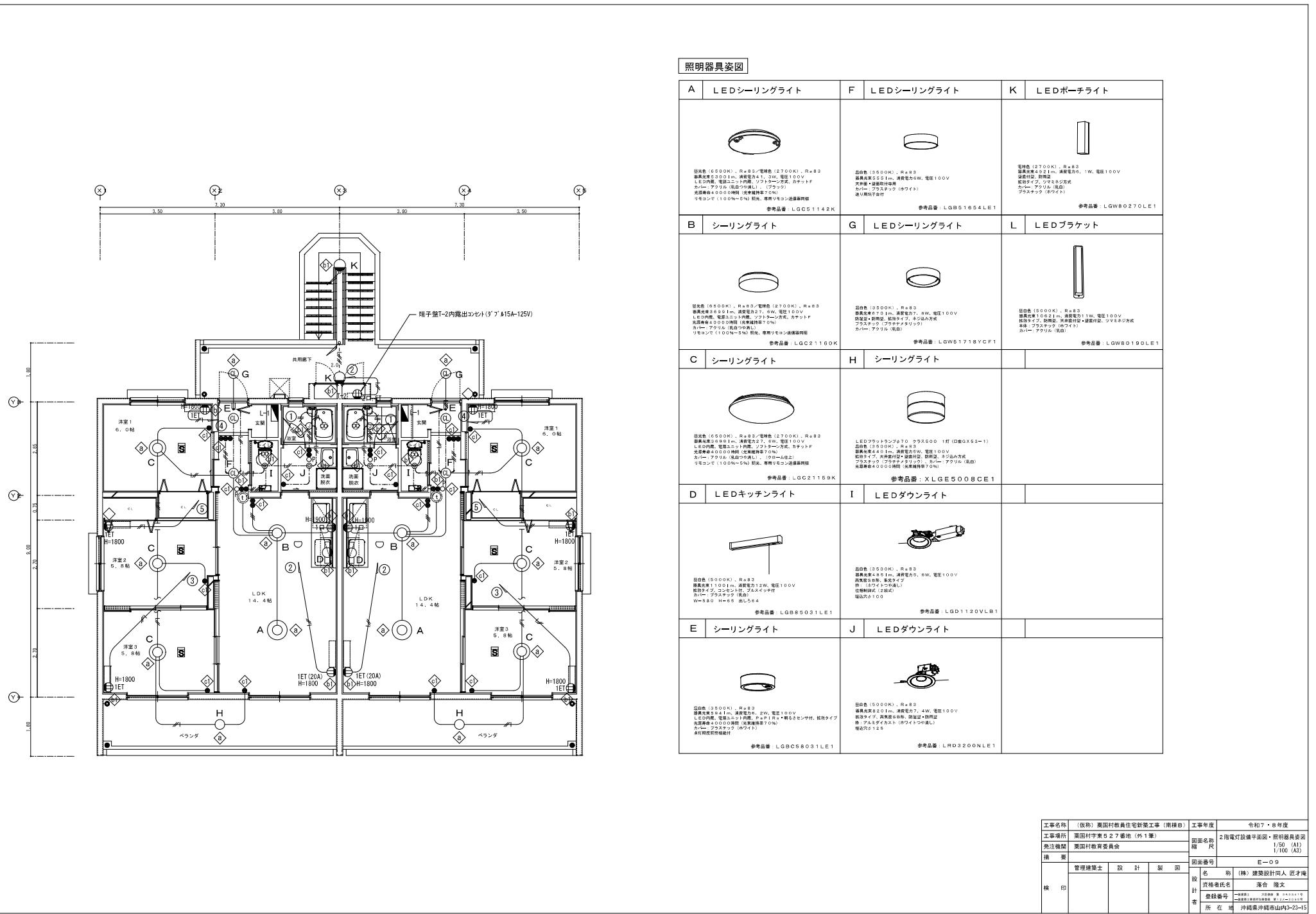
(注) 明記なき配線配管は下記とする

- EM-IE2.0×2, E1.6(PF16)
- EM-IE1.6×2(PF16)
- EM-IE1.6×3(PF16)
- EM-IE1.6×4(PF16)
- EM-EFF2.0-3C(天井コロカシ・PF22)
- EM-EFF1.6-2C(天井コロカシ)
- EM-EFF1.6-3C(天井コロカシ)
- EM-EFF1.6-2C×2(天井コロカシ・PF22)

(共用灯)

- EM-IE2.0×2, E1.6(PF16)
- EM-IE2.0×4, E2.0(PF22)
- EM-IE2.0×2, 1.6×2, E2.0(PF22)
- EM-IE1.6×3(PF16)



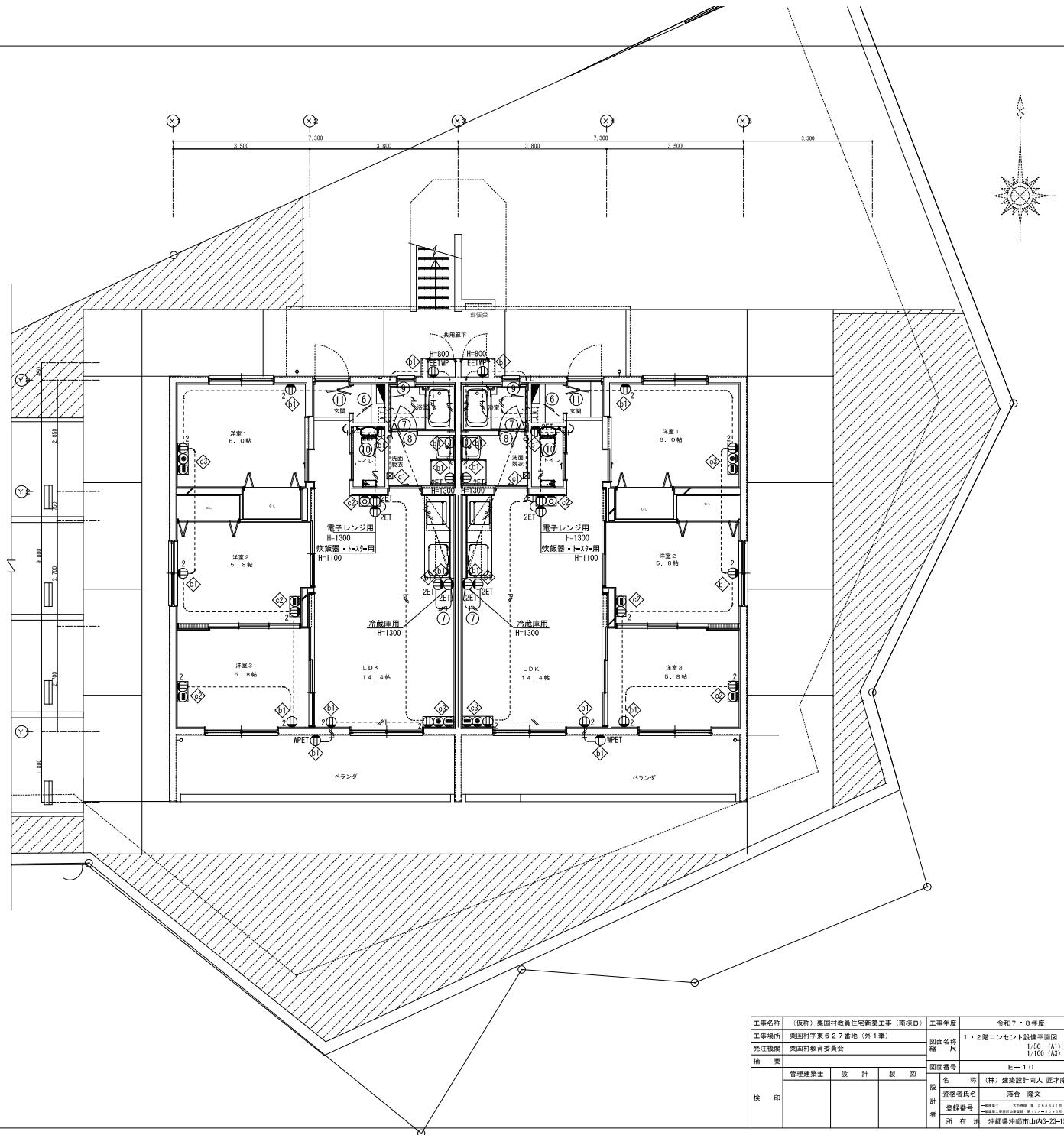


各戸位置ボックス			
記号	ボックス形式	ボックスサイズ	適用
△	コンクリートボックス	8角 7.5mm	樹脂製
△	アウトレットボックス	4角 中浅形 4.4mm	樹脂製
△	アウトレットボックス	4角 大深形 5.4mm	樹脂製
△	スイッチボックス	1個用(カバー付)	樹脂製
△	スイッチボックス	2個用(カバー付)	樹脂製
△	スイッチボックス	3個用(カバー付)	樹脂製
△	スイッチボックス	5個用(カバー付)	樹脂製

器具凡例			
記号	名称	規格	備考
L-1	住宅電灯分電盤	分電盤接続図参照	樹脂製(屋内半埋込型)
E-2	埋込コンセント	2P-15A-125V×2	
E-ZET	"	2P-15A-125V×2 (ET付)	
E-PEET	防水コンセント	2P-15A-125V×2 (ET付)	
E-ETC	入線機能付コンセント	2P-15A-125V×1 (ET付)	
E-HI	高容量埋込コンセント	2P-30A-250V×1 (接地アラバ付)	
E-EV	かべー付屋外EVコンセント	2P-20A-250V×1 (接地アラバ付)	簡易鍵付
E-DC	複合体コンセント	抜止め2P-15A×2+情報モジュレータ付	
E-TC	"	抜止め2P-15A×2+電話モジュレータ付	
E-RC	"	抜止め2P-15A×2+藍列ユニット	+情報モジュレータ付
□	ガス湯沸かし器 リモコンスイッチ用ボックス		リモコン(機械設備)

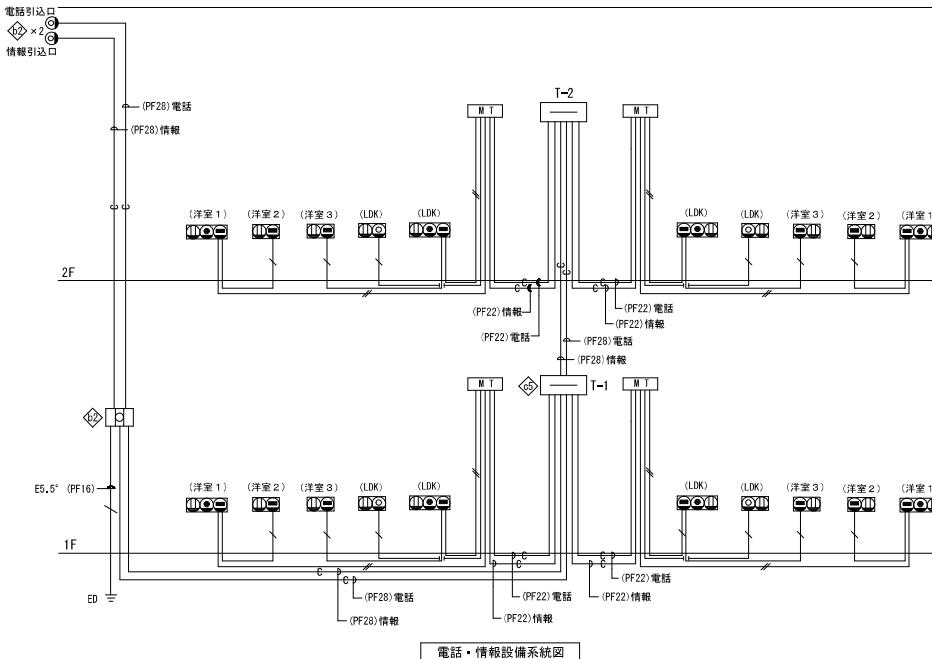
(注) 明記なき配線配管は下記とする

- EM-IE2.0×2(PF16)
- EM-IE2.0×2, E1.6(PF16)
- EM-IE2.0×4, E2.0(PF16)
- EM-IE5.5° ×2, E1.6 (PF16)
- C (PF16)

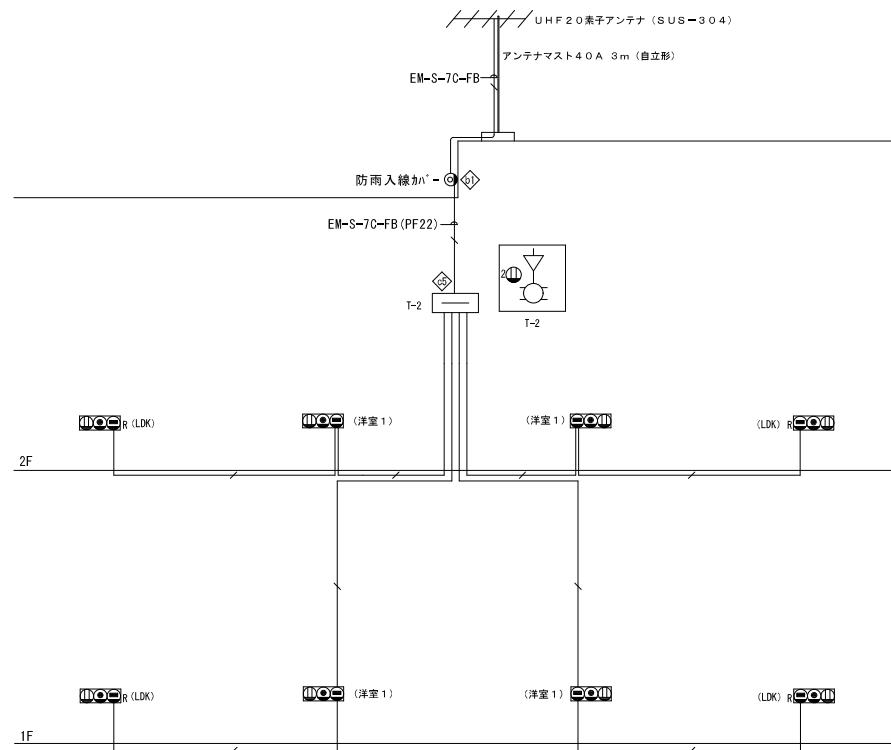


各戸位置ボックス			
記号	ボックス形式	ボックスサイズ	適用
⑧	コンクリートボックス	8角 75mm	樹脂製
⑨	アウトレットボックス	4角 中浅形 44mm	樹脂製
⑩	アウトレットボックス	4角 大深形 54mm	樹脂製
⑪	スイッチボックス	1個用（カバー付）	樹脂製
⑫	スイッチボックス	2個用（カバー付）	樹脂製
⑬	スイッチボックス	3個用（カバー付）	樹脂製
⑭	スイッチボックス	5個用（カバー付）	樹脂製

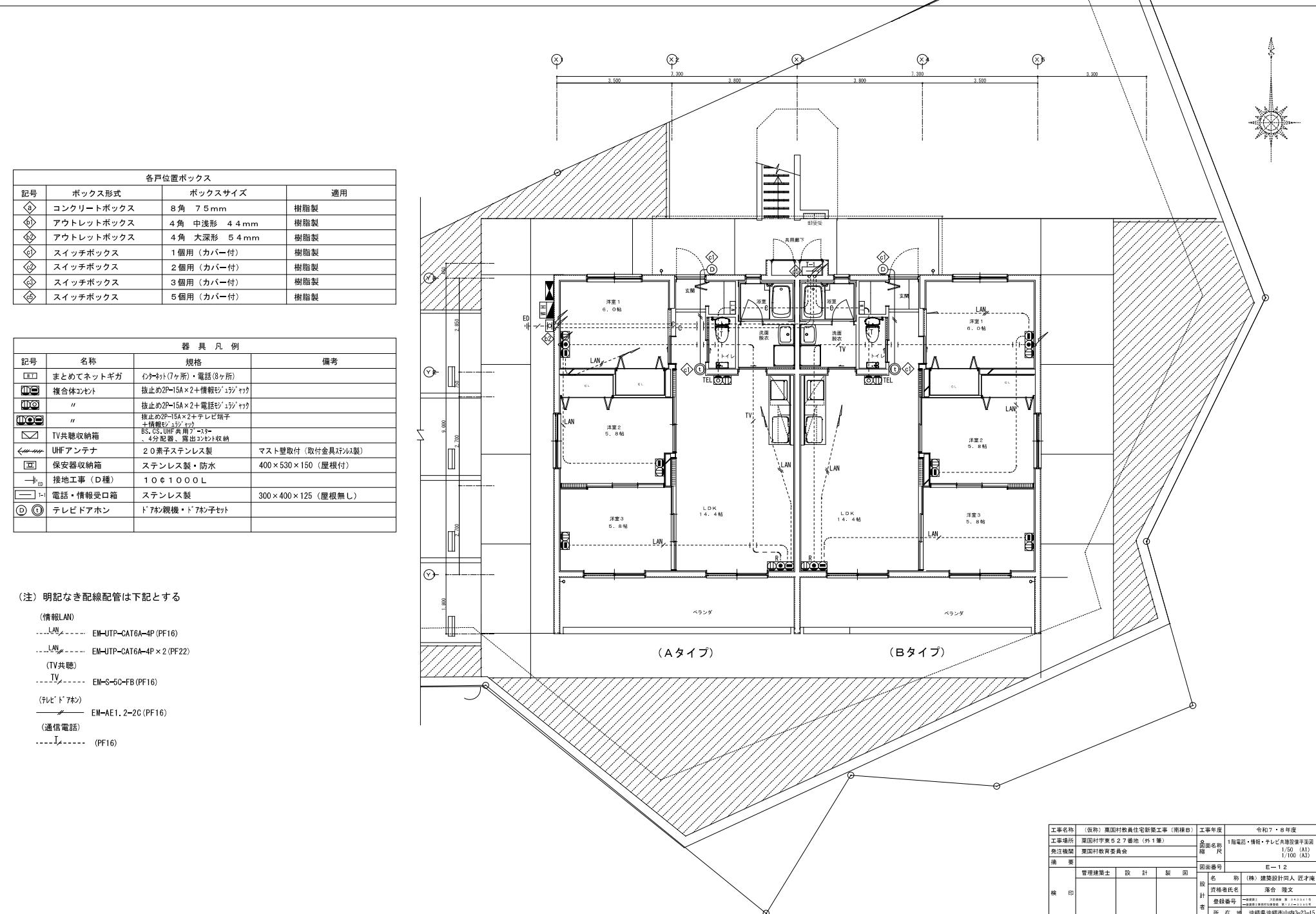
凡例(電話・情報)		
記号	名 称	規 格
□	電話保安器収納箱 (SUS, WP)	400×430×150 (壁掛け)
□ T-1	電話・情報受口箱 (SUS)	400×430×150
□ T-2	TV機器収納箱 (SUS)	400×630×150
■ T	まとめてネットギガ	シカホト(7ヶ所)・電話(8ヶ所)
□ YO	複合コンセント (樹脂製) レト付	電話用モジュラータップ(RJ11)+接止形2P=15A×2
□ IC	複合コンセント (樹脂製) レト付	情報モジュラータップ(RJ45)+接止形2P=15A×2
□ COM	複合コンセント (樹脂製) レト付	情報モジュラータップ(RJ45)+接止形2P=15A×2直列3コット
-H-B	接地工事 (D種)	1 0 E 1 0 0 0 L
④	防雨入換カバー	
—	明記無し配管・配線	EN-UTP-CAT6A-4P (PF16)

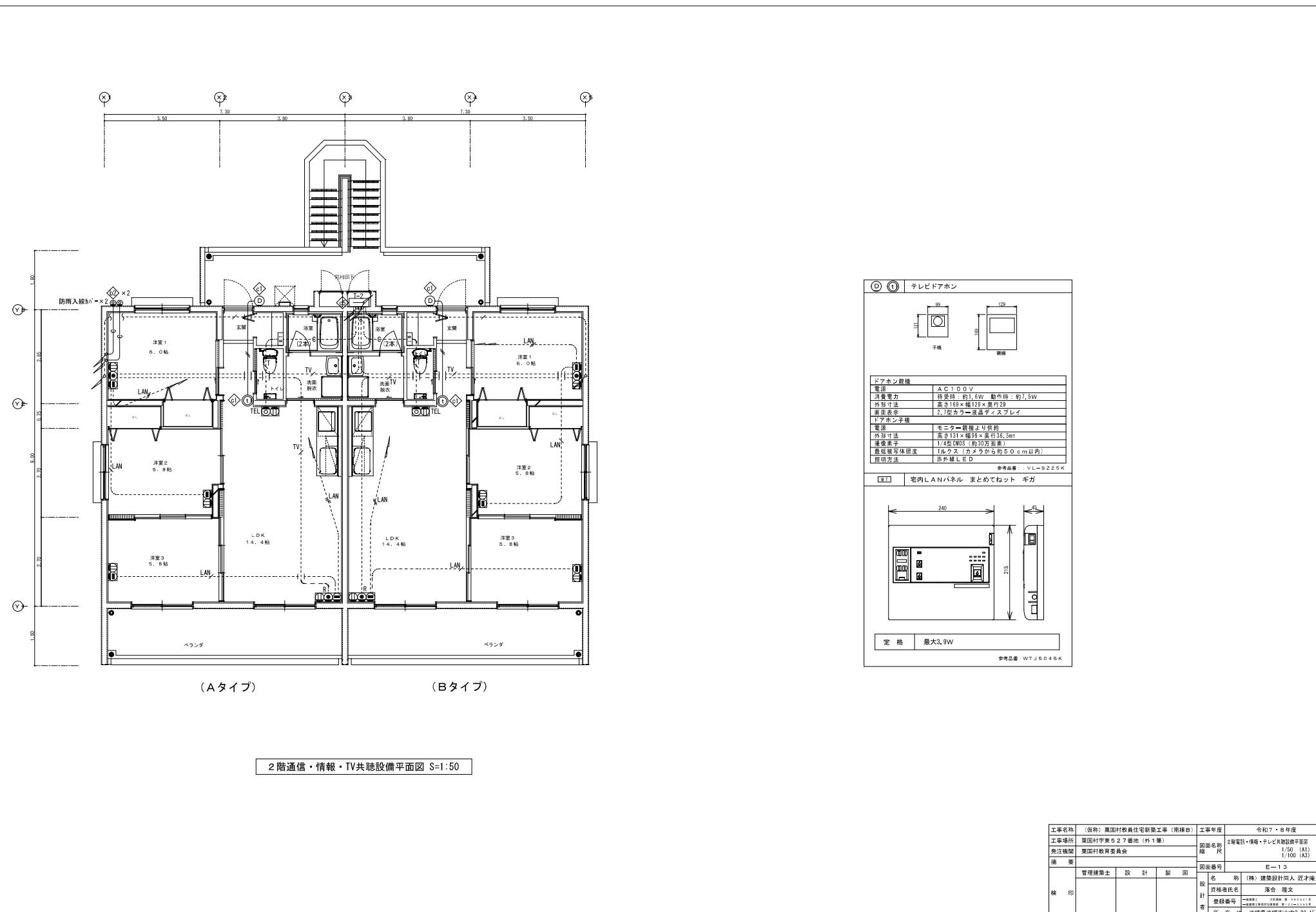


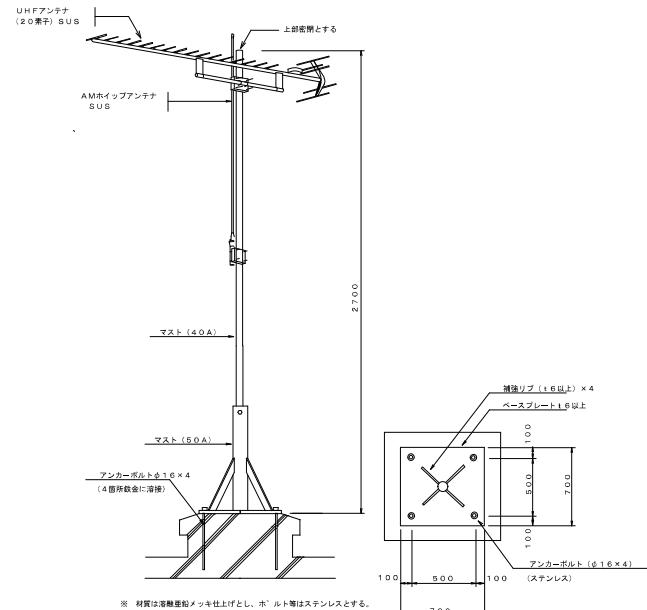
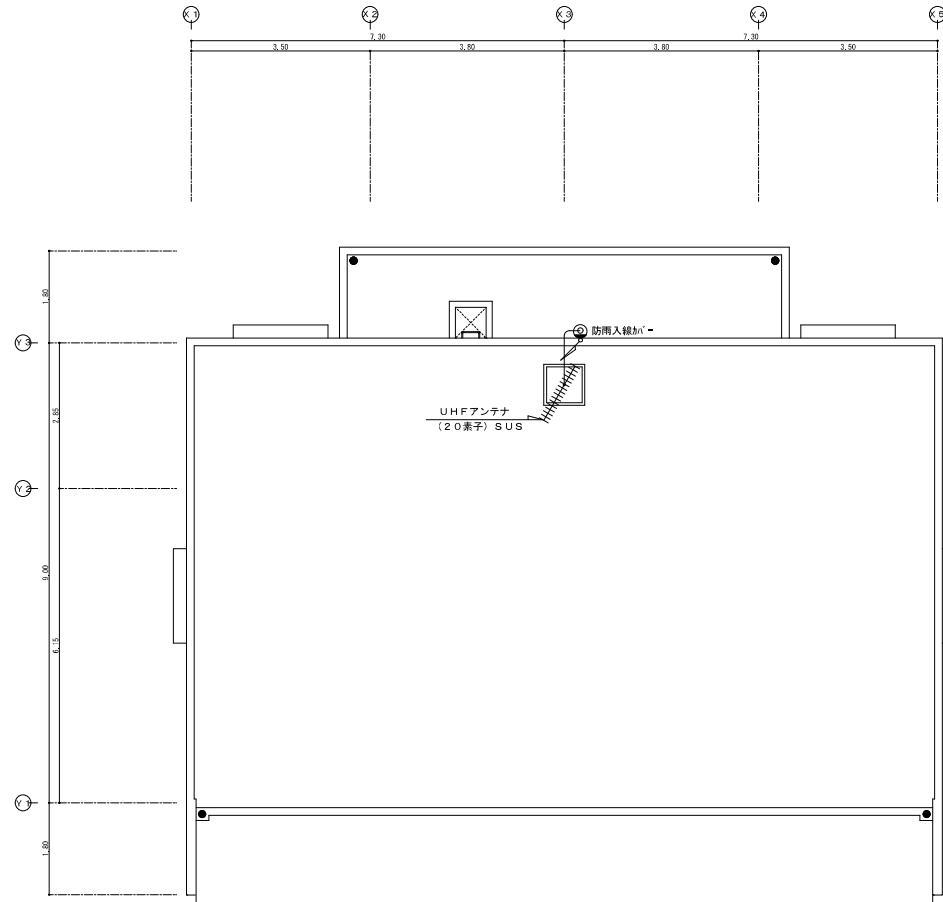
凡例（テレビ共聴）		
記号	名 称	規 格
	TV機器収納箱（SUS）	400×630×150（振付付） (増幅器・4分配器・露出コセット収納)
	UHFアンテナ	2.0 Φ素子ステレオマントス取付設置（取扱会員様用仕様）
	複合コンセント（樹脂製ブレード付）	情報ビューワー用（RJ45）+抜止部2P-15A×2+テレビ端子（中間）
	複合コンセント（樹脂製ブレード付）	情報ビューワー用（RJ45）+抜止部2P-15A×2+テレビ端子（端子）
	増幅器	SH-I
	4分配器	SH-D4
	防雨入線カバー	
	明記無し配管・配線	EN-S-5C-FB (P16)



工事名称	(仮称) 葦原町駅住員新築工事(南棟B)		工事年度	令 7・8 年度	
工事場所	栗原町字岡 527-2番地 (外1策)		面積	電話 情報、テレビ放送設備系統図	
免許機關	栗原町役場農業委員会		面積名 積尺	N/S N/S (A3)	
備 考			面積図面番号	E-1-1	
檢 印	管理建築士	設計	製図	名 称	(株)建築設計匠人 匠才庵
	監督者姓名			落合 隆文	
			監修番号	一級建築士 大野伸介 (333-1-1)	
			監修日	昭和58年1月15日	
			所在 地	沖縄県沖縄市山川9-22-15	







R階 T V 共聴設備平面図 S=1:50

工事名称	(仮称) 萩田村教育住宅新築工事 (南棟B)	工事年度	令和7・8年度
工事場所	萩田村字東527番地 (外1棟)	図面名称	R階テレビ共聴設備平面図
免注機関	萩田村教育委員会	縮尺	1/100 (A1) 1/100 (A3)
備考		図面番号	E-14
監理建築士	設計・製作	名	井 (株) 建築設計同人 佐才庵
設計者氏名	落合 隆文	登録番号	一級建築士 井 (株) 建築設計同人 佐才庵 二級建築士 井 (株) 建築設計同人 佐才庵
検査者		所在地	沖縄県沖縄市山内3-23-15